

2014年9月20日収録

第9回千葉県地方自治研究集会 パネルディスカッション

司会 宮崎 伸光 千葉県地方自治研究センター 理事長
パネラー 杉田 敦 法政大学教授
小西 洋之 参議員議員
廣瀬 理夫 弁護士

◆廣瀬 理夫 (ひろせ よしお)
弁護士。中央大法卒、総武法律事務所を経て現在、渚法律事務所所属、平成17年度千葉県弁護士会会長「戦争をしない1000人千葉委員会」の活動等を通じて憲法9条を守る行動を展開中。



◆小西 洋之 (こにし ひろゆき)
1972年徳島市生まれ、東大教養学部卒、郵政省就職、2004年コロンビア大学国際・公共政策大学院修了、総務省等を経て、2010年参議院千葉選挙区で当選。予算委員会委員、憲法審査会理事、国会で安倍首相に立憲主義について鋭く追及。



大和久正 (総合司会) パネラーの方を紹介させていただきます。

初めに、先ほど講演いただきました杉田敦先生でございます。続きまして国会で安倍総理に鋭く立憲主義について厳しく迫っておられます小西洋之参議院議員です。千葉県内で憲法9条を守る活動を行っていらっしゃいます廣瀬理夫弁護士でございます。司会は千葉県地方自治研究センターの宮崎理事長にお願いしております。よろしくお願いいたします。

○宮崎 (司会) それでは、パネルディスカッションに移っていきたくと思います。先ほど杉田先生に講演をお願いしたわけですが、引き続いてこの席にも残っていただき、コメントをいただこうかと思っております。

杉田さんは、大学で同僚ということでお付き合いしていますが、普段は非常に温厚にしてリベラリズムの立場と言いますか、あらゆる主義主張に対して、一定の距離を置いて、非常に紳士的に物事を語る方なのですが、今日は熱く語っておいりましたね。中央のラインが右側に寄せられたら、対抗して左へ持っていくしかないだろうというお話もありました。ちょっと普段と違ったお話を聞けたかなと思っております。

今日、お招きしたお二方は、皆さん既に御存じのことと思います。杉田さんからは、このところの日本がすでに戦争状態に入っているかもしれないというお話がありましたが、平和問題、憲法の問題に非常に造詣が深く、様々な所で活躍されている方々です。杉田さんを交えてディスカッションをしていきたいと思っております。とはいえ、残された時間を見ますと、パネラー同士の議論を

十分に作る時間は取りにくいかと思いますが、進行につきましての御協力をよろしくお願いいたします。

では、まずは小西さんからお話をお願いしたいと思います。小西さんは、もともとはお医者さんを目指していた方と承っております。それでは、20分弱ぐらいでお話していただきたいと思います。

○小西洋之 皆さん、本日はこうした貴重な機会にお招きいただきまして、ありがとうございます。常日頃、椎名委員長、宮崎理事長をはじめ、皆さんには大変お世話になっております。参議院議員の小西でございます。今20分ほどとおっしゃっていただきましたが、頑張って15分ほどで、お話をしたいと思っております。

私は、杉田先生と長谷部東大教授(早稲田大学に移られましたが)との朝日新聞での対談を欠かさず読んでおりました。今日はこのような機会をいただきましたので、国会図書館で過去の対談のコピーを全部取り寄せて目を通してみました。民主党政権の時代から杉田先生がおっしゃっていたことをキチンと民主党が守らせていけば、このような状況にはならなかったのではないかと昨今かみしめております。



私のほうは2点、杉田先生のお話を伺って、少し考えさせていただいたことと、杉田先生のテーマ「暴走する権力と民主主義」を踏まえて、安倍総理の暴走と、私がささやかながらどのように国政の場で闘ってきたかということについて報告させていただきたいと思います。

■安倍政権は実質的なクーデター

初めに、先生のお話でひたすら学ぶことばかりだったのですが、私は、今、安倍総理がやっていることは、本当にクーデターと言いますか、ファシズムそのものだと考えております。あとで何が起きているか説明させていただきたいと思います。

杉田先生がおっしゃっていたように、単に権力を警戒するだけではなくて、キチンとした権力を民主主義として育てなければいけない。まさに私もそのとおりだと思います。民主党が政治集団として政権を担い、また責任政党としてしっかり運営ができなかった、その原因を確認していかなければいけないと思います。

そうは言いつても、今の目の前の現実的な課題として、安倍政治がどのように日本の民主主義を壊してきたのか。例えば、昨年8月に小松法制局長官が就任しました。私はかつて霞ヶ関で働いていた人間ですが、法制局はいろいろな悪口を言われておりますが、私から申し上げれば、国の侍集団でした。内閣法制局に審査を緩めてもらって、いい加減な利益誘導の法律を作ってほしい、あるいは今回のような例ですが、内閣法制局に既存の法令の解釈をいい加減なものにしてほしいという圧力、誘惑は山のようにありました。そうしたものを決然とはね返して客観的な法令解釈を守るというのが、実は内閣法制局の役割です。私も総務省の職員時代、小泉総理、安倍官房長官の下で担当していた放送法について、正しい解釈をしますと、当時の安倍官房長官にとっては、都合の悪い解釈になってしまうのです。それを国会答弁で求められることになって、私は正しい解釈で作ったわけですが、私の上司たちが心配して、別のとんでもない解釈を言い出したのです。しょうがないので両論併記で内閣法制局へ持っていきま

したら、一言「お前らは、何、馬鹿なことを言っているんだ。正しい解釈はこれに決まっているだろう」ということになり、安倍内閣官房長官に非常に都合の悪い解釈を、当時の小泉総理大臣が衆議院の本会議場で読み上げたことがありました。NHKの従軍慰安婦等々に関するテーマの番組に政治介入があったという事件が今年ありましたが、その当事者の1人が安倍総理ではないかということでした。

今、私が思っておりますことは、安倍総理が行ってきた小松内閣法制局長官の任命あるいは特定秘密保護法の制定、そして、集団自衛権に関する解釈改憲に至るまでの、安倍政治によって壊されてきた日本の民主主義をしっかりと検証することです。そして、将来、安倍総理を倒したあとに、再びこのようなことが起こらないような様々な法改正をする必要があるのではないかと考えています。

それと同時に、民主党はじめ野党が、今回の7月1日の解釈改憲を、なぜ止められなかったのか。私たち野党に何が足りなかったのかということも、しっかりと検証しなければいけない。そのことをごく一部ですが、先生の話の中から考えさせていただきました。

■安倍総理の本質

7月1日の安倍総理による憲法9条の解釈の変更は、一体何なのか。それを行った安倍総理は、一体どういう人間で、どういう政治家なのか。その本質について、私が考えるところを少しお話しさせていただきます。

テーマは憲法13条という条文です。憲法には全部で100条の条文があります。細かいことを言うと、103の条文があるのですが、実はたった1つの条文の価値を実現するためだけに残りの99条の条文が存在するという構造になっています。その究極の条文は何かというと、憲法13条という条文で、「すべての国民は、個人として尊重される」というものです。つまり、戦前の天皇主権の国ではなくて、国民主権であるということです。私の父親は脳卒中で倒れて、右半身麻痺で、いわば寝たきりだったのですが、父親のように、身体に大

きな障害を持っている者であっても、私のようにお陰様で五体満足で元気に飛び回っている人も、人間としての価値はみんな同じである。そのかけがえのない尊厳というのは誰からも否定されない、守られなければならない。同時に、そういう尊厳を持った人は1度きりの人生を最大限幸せに生きられるように、幸福追求権という言葉で表現されていますが、その幸福追求権をきちんと調整しましょうということで、「公共の福祉」の原理という言葉が書かれています。一言でいいますと、憲法13条は憲法の目的そのもの、国民のかけがえのない一人ひとりの尊厳を守り抜く、それを守り抜きながらみんなで幸せに人生を全うする、というような社会を作るということが書かれているのです。

皆さんは御覧になっていると思いますが、自民党の憲法草案の第13条は「公共の福祉」という言葉を、「公益及び公の秩序」という言葉に取り替えています。結論だけ申し上げますと、国民の自由や権利あるいは尊厳よりも、公益又は公の秩序のほうを優先するということです。これは大日本帝国憲法と全く同じ憲法になってしまうのですが、実は安倍総理は今年に入って衆参の本会議場で、「私たち自民党は、このような21世紀にふさわしい憲法草案を作りました」と何度も宣言しております。

今から約1年半前には9条の解釈改憲を強行してくるとは思っておりませんでした。このように憲法の基本精神を蹂躪する政治が登場するという動きがありましたので、決意を持って安倍総理に予算委員会で襲い掛かったことがありました。

それは何かと申しますと、今、申し上げた憲法13条について、2013年2月に民主党の藤末議員が、安倍総理に質問したのです。なぜ公共の福祉という言葉が公の秩序と変えるのですか、なぜですかと聞きましたら、安倍総理が答弁に立って、なぜ変えたかって、そんなこと言われたって、長年、公共の福祉についてどのように議論されていたかはよく知らないけれど、憲法については、何ものにもとらわれず清らかに水が流れるかのように、我が国の大切な伝統文化のことも考えながら、自民党は新しい草案を作ったと言うのです。全く趣旨不明な、とんでもないことを言ったのです。

私はちょうど予算委員会で安倍総理の答弁を聞

いていて、「あっ、この人は憲法を何にも分かっていない。憲法で最も大切な13条についても、何も分かっていない」と思いまして、そこから1か月間準備をして、安倍総理に襲い掛かりました。安倍総理は端的に、憲法13条というのを本当に知っているのか。1か月前に彼は答弁しているわけですから、知っているだろうと思いますが。「個人の尊厳を尊重する条文は何条ですか」「知りません」。「幸福追求権を定めた条文は何条ですか」「知りません」。知らないのなら13条というのを教えてあげますと申し上げて、教えてあげました。内閣総理大臣として、あなたの言葉から13条の意味について国民に語ってくださいとききましたが、何も語りませんでした。「じゃあ、13条の公共の福祉を、なぜ公の秩序と変えるのですか、説明してください」という質問にも何も答えられませんでした。

芦部信喜さん（東大名誉教授）という、憲法を学んだことのある人ならどなたでも知っている日本の戦後の憲法学を体系立てて作られた方がいらっしゃるのですが、「芦部信喜さんという憲法学者を御存じですか」と聞きましたら、にやにや笑いながら「知りません」。あと、現代の代表的な憲法学者のお名前を2人出したのですが、やはり知らないと答弁していました。つまり、安倍総理は憲法というのとは一体何であって、何のために存在するものかを全然知りません。しかも彼は20年間国会議員として活動していますが、20年間ずっと憲法改正を主張しながら、憲法について何も知らずに政治活動をやっているわけです。

■国民の幸福追求権を保障する憲法13条

そのことと同時に、実はこの1年半前のときに、私も分かっていなかったもう1つの恐ろしい事実が、この質疑によって明らかになっていたのです。何かと申しますと、憲法13条というのとは、日本の憲法の最も大切な条文であると同時に、先ほど杉田先生に少し御説明いただきましたが、戦争放棄と書いてある憲法9条から、ぎりぎり個別的自衛権だけは合憲とできる唯一の根拠条文です。つまり、憲法9条は戦争の放棄、戦力を保持しない、交戦権は認めないと書いてあります。普通に読む

と、日本は自衛隊すら違憲なのです。ただ、そうは言っても、日本国が無防備で、日本に攻めてくる国があったときに、日本国民を戦いに巻き込むことはおかしいのではないかと考えたときに、この憲法13条という条文があったのです。「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…国政の上で、最大の尊重を必要とする」、つまり、国家は国民の命を守りなさいと憲法13条は書いてあるのです。そうしますと、戦争放棄を定めた憲法9条と、そうは言っても、本当に国民が死んでしまうとき、究極の場合、国家は国民を見捨ててはいけないと書いてある13条のギリギリの調和から、自衛隊だけは合憲とするわけです。つまり、日本の自衛隊は自分から絶対攻めないのです。日本に攻めてきた国があったときにそれを追い払う。これを行う自衛隊を持つことはギリギリ9条と13条の調和でできるだろうというのが、政府の解釈なのです。それは実は同時に、集団的自衛権が憲法の条文を変えない限りできない理由になります。つまり、憲法9条の下では、日本は自分から攻めることはできません。日本に攻めてきた国を追い払う、これだけはできるということです。

集団的自衛権というのは、国際法上の定義から言いますと、仮にアメリカと北朝鮮、あるいはアメリカとイランが戦っていて、イランも北朝鮮も日本を攻めていないとします。その際に、日本が攻められてもいない国を、アメリカのために日本がいきなり襲い掛かるといのが集団的自衛権にあたります。自衛隊は他衛隊ではありません。日本の国を守る自衛隊である理由は、同時に集団的自衛権が憲法違反になる理由なのです。つまり、憲法13条を安倍総理が知らないというのは、憲法9条の解釈を何も知らなかったということです。今回7月1日に彼は愚かなことを言っています。「憲法13条に書いてある国民の幸福追求権を守るために、私は解釈を変更したんだ」と彼は言っているのです。申し上げたいことは、今回の解釈改憲というのは、安倍総理が国民を守るとか、そういうことを考えてのものではないということです。かつ論理的な思考ではなく、ただ情念だけで動いているとしか思えません。これが今の安倍政治の実態です。

これは何かと申しますと、衆参両議院に憲法審査会という委員会があります。もし憲法改正があったときに、憲法改正案について議論をして、3分の2の同意を得て、国民の皆さんに合意を得るようにお願いすることになります。その国会での最初の議論をする委員会の役員を私は務めています。6月の通常国会で、国民投票法、つまり憲法改正の手続法の一部を改正する法律が成立しました。実は、私は党内で反対していました。安倍総理という恐ろしい人間と、とんでもない自民党のいるときに、憲法改正の手続法などを完成させるのは国民にとって恐ろしいことになりますので、これは優先事項ではないと反対していました。解釈改憲に反対するのであれば、解釈改憲ではなく憲法改正で勝負をしてきなさいと安倍総理を迫っていくことが必要であり、そのためには手続法がないと駄目だろうという、いろいろな意見がありまして、やむを得ずなのです。ただ、私はやる以上は安倍総理をとにかく打ち負かし、それと同時に自民党が進める恐ろしい政治を止めたいと考えています。正直な気持ちを申し上げれば、国民の皆さんを守るといふ思いで、改正国民投票法の付帯決議を、参議院憲法審査会において、自民党の反対していた人たちを説得して、成立させることができました。

この決議文にはいろいろなことを付けさせていただいたのですが、決議文の第6項に書いてあることは、一言でいうと、政府が憲法の解釈を変更するときに、政府だけで勝手に行うな。日本は議院内閣制の国だ。議院内閣制というのは、国会の監督の下に内閣が行政を行う。つまり、国会は60年間憲法9条の政府の解釈を国民の皆さんに代わって監督してきたのです。憲法9条は60年間、最も国会で議論された条文です。

国会審議は何をやっているかという、議院内

改正国民投票法附帯決議 第6項

2014年6月11日 参議院憲法審査会

六、本法律の施行に当たっては、憲法の最高法規性及び国民代表機関たる国会の国権の最高機関としての地位に鑑み、政府にあつては、憲法の解釈を変更しようとするときは、当該解釈の変更の案及び第四項における政府の憲法解釈の考え方に係る原則への適合性について、国会での審議を十分に踏まえること。

閣制の下で、国民の皆さんに代わって、我々国会議員が歴代の政府にも憲法解釈を確認して、確立し、それを維持してきました。それにもかかわらず、7月1日の解釈変更案は国会で1度も議論されていません。私も国民の皆さんと同じで7月1日に初めて見ました。この国は議院内閣制なのです。国会のルールとして、そんなことは許さないというので、決議文は成立しました。成立させていただいたのですが、最後に「国会での審議を十分に踏まえる」と書いていますが、これだけ日本語として否定しようがないように書いたのですが、安倍総理は、これを無視して閣議決定を強行しました。

■参議院で自衛隊の海外派兵を禁ずる決議が存在する

もう1つは、1954年の話ですが、憲法の拡張解釈、憲法の解釈を変更して自衛隊を海外派兵することを禁ずるといふ参議院の本会議決議があります。1954年というのは、自衛隊法を作ったときですが、自衛隊という実力組織を日本で作るに当たって、過去の過ちを繰り返してはいけないので、当時の参議院が全会一致の本会議決議として、憲法の拡張解釈を許さない、自衛隊の海外出動を許さない、つまり集団的自衛権を許さないという本会議決議があります。私はこの決議を本年5月の本会議の壇上で読み上げて、安倍内閣に対して、このような本会議の決議文があるのに、参議院の中でこの本会議決議を無視して閣議決定で憲法解釈を変更することを答弁できるのかと迫ったのですが、結果的には本会議決議を無視して、7月1日の閣議決定を強行したのです。

時間がありませんので駆け足で話します。7月1日の閣議決定ですが、私は国会の閉会中に一生懸命研究しました。一言でいうと、事実のでっち上げです。安倍総理は、国民が死ぬことが想定されるので、その国民を守るために集団的自衛権を行使すると言っています。では、日本が攻められてもいないのに、どのようなときに国民が具体的に死ぬのか。実はその国民を安倍内閣は見付けられないのです。見付けていませんという国会答弁を内閣法制局長官は行ったのですが、そういう事案のでっち上げと、あと昔の憲法解釈、9条の解

自衛隊の海外出動を為さざることにする決議

昭和29年6月2日 参議院本会議

本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。
右決議する。

釈と同じ基本的な論理で対応すると言っていますが、その最も大切な平和主義という論理を切り捨てて、この閣議決定を作っています。ですから、事実のでっち上げと論理のすり替えが、この7月1日の閣議決定の本質です。これを9月29日からの臨時国会で争点化して、とにかく閣議決定を撤回させない限り、来年の春には法律が作られて、戦争ができる国になってしまうという危機感を持ちながら、この臨時国会には、私も決意を持って臨んでまいりますので、皆さんの御指導をよろしくお願いいたします。

○宮崎（司会）ありがとうございました。続きまして、廣瀬弁護士にお願いいたします。廣瀬さんは以前、千葉県の弁護士会の会長をされていたことがあります。千葉県の弁護士会は、この間、集団自衛権行使反対のデモをやりましたね。社会運動に取り組む闘う弁護士会です。それでは、よろしくお願いいたします。

■弁護士会で集団自衛権反対の手作りデモ

○廣瀬理夫（弁護士）只今、御紹介いただきました弁護士の廣瀬でございます。千葉で35年ほど弁護士として活動しています。今日のお話で、杉田先生から「暴走する権力と民主主義」というテーマで、現在の政治状況について、詳細な経緯を含めたお話を伺いました。私は、実務的に千葉で弁護士活動をする中で、自治労の皆さんと一緒に、憲法講座などを年に1回開催していた時期もあります。今日の参加者の中では、私が1番年長ではないかという思いもあって、少し思い出話も含めながら、お話をさせていただきたいと思っています。

私は大阪で生まれたのですが、大阪という場所は、皆さん御存じのように、被差別部落あるいは

在日外国人の人権に関する差別など、多くの問題を抱えていました。私は、小さい頃から地域でそのような問題が発生していて、考える機会もありました。

その中で、憲法との関わりでいいますと、中学3年生の社会科の勉強をしたときに憲法を初めて知り、そして教師が非常に熱弁を奮って憲法の説明してくれました。私は15歳で単純なものですから感激いたしまして、憲法というものをそらんじるということで、非常に感銘を受けた時期がありました。

ちょうど私が学生の頃は、全共闘世代といえますか、学園紛争で全国が非常に騒々しくなっていた時期でした。その中で、将来を考え、職業として弁護士を選んだということがあります。

弁護士になってから千葉で開業して活動を始めたのですが、その当時から自治労の千葉市職の方々、今、自治労の活動に深く、また強く関わりを持っていらっしゃる皆さんと交流を深めて、憲法記念日近辺で年に一度の憲法集会を全県的な規模で行っていた時期もあります。そのような憲法あるいは自治労の皆さんとのつながりを今も保っていただいております。今日、またこういう機会を与えていただいたことについて、本当に感謝申し上げます。

前置きはこれぐらいにしておきます。先ほど現在の憲法がおかれている状況については、杉田先生からお話がありましたし、また憲法13条の問題については、小西先生からありました。実は小西先生といえますと、この間の弁護士会の活動を通じて、感銘を受けた出来事があります。弁護士会も先ほど紹介いただきましたようにデモ行進を先日行いました。それをを行うに当たって、今回の集団的自衛権の行使容認の閣議決定に対して、撤回を求める運動を強く進めるということが、会長宣言あるいは年1回の総会での決議として挙げられたこともあって、国会議員の先生方に弁護士会の意向を伝えて理解していただくために、議員会館を訪問して要請活動を行っています。小西先生の所にも弁護士会の憲法問題特別委員会に所属する若手の弁護士がお伺いしてお願いをしようとしたところ、反対に小西先生のほうから先ほどの詳細

な憲法の話をしていただいて、非常に感銘を受けて帰ってきました。自分は法学部で弁護士になって、憲法を勉強したはずだが、小西先生の憲法に対する造詣の深いお話を伺って非常に感銘を受けたので、是非、小西先生とは、今後とも引き続いてお話を伺いたいということが委員会で発表されるというようなことがありました。

先ほど明快に先生からお話がありました。もしかしたら個々には異論のある方もあるかもしれませんが、弁護士会の若手が感銘を受けたことによって、この運動をより積極的に担っていこうという発言が出てきたことは、非常にうれしく思っています。また、先生の深く勉強していく姿勢と熱意あるいは現在の政治状況に対する思いというものは、何となく伝わってきたように思っています。

私自身は35年以上、千葉で弁護士として、いろいろな活動をしてきました。ここ1、2年、特に安倍政権になってからは、本当に目まぐるしく動いているように思います。安倍政権が成立した2012年12月以降だけを見ても、皆さん御存じのように、安保法制懇という私的な委員会を2013（平成25）年2月に再開し、その中で集団的自衛権の問題を議論させ始めましたし、去年は国家安全保障会議設置法を成立させ、そして年末には特定秘密保護法を成立させるというように、矢継ぎ早にいろいろな懸案事項を処理してきました。最も大きな問題は、今年の7月1日の集団的自衛権の容認の閣議決定だと思います。これによって戦争をする国、戦争ができる国を作る、あるいはそれができる国民にしていこうという強い決意の現れだとも思っています。戦後の憲法体制といえますか、平和憲法を守ってきた運動に対する最後の大きな挑戦ではないかと思っています。

集団的自衛権の容認の閣議決定を受けて、安倍政権としては、来年度には、それに関連する法案を提出し、成立を図る予定でいることは、皆さん御存じだと思います。これから来年の通常国会にかけて、大きく政権側が動いてしまうのではないかという危惧もあります。今年度内がこの平和憲法の下での政治を続けるのかどうかということの大きな分かれ道になると思っています。

その意味で弁護士会も、今までにない覚悟で活

動したいということで、先ほどお話ししましたように、今週、17日には何十年ぶりかのパレード、デモを行いました。千葉県弁護士会では、20年ぐらいい前にも1度デモを行ったことがあります。しかし、今の若い弁護士をはじめ、初めて経験する会員が多く、見よう見真似で自分たちの手でやるデモ行進も初めてで、申請から警察との交渉から全て初めての体験でしたが、やり切ろうということで頑張りました。

それから先ほど申し上げた国会議員の先生方への要請活動を、各議員の事務所にお伺いをし、直接面談をし、意見を伺い、弁護士会の意向を伝えるという活動を行っています。これからもその活動は続けますし、今また憲法の出前講座ということで、憲法問題について講師派遣の依頼をあちこちに呼び掛けております。もし、講師派遣の依頼があれば、弁護士を派遣し、弁護士会の考え方についての理解を求めるといった活動を行っていきたいと思っています。

■戦争する国には貧困の問題もある

以上、申し上げましたが、大きく平和憲法の9条の問題が今クローズアップされていますが、実は憲法9条だけの問題では決してないということ。これは戦争のできる国にするには9条だけの問題ではないということだと思います。先ほど小西先生のお話にもありましたように、13条の問題、それから25条の生存権の問題と深く関わっているのではないかと思います。

やはり戦争ができるということは理屈ではありませんし、それを支持する国民が一定程度いなければ、現実の問題としては動かないということだと思います。戦争に行く人、いわば死んでもいい、死ぬかもしれないという戦場に行くかどうかということを決めるときに、理屈では決して決まらないのだろうと思います。多く言われているのは、やはり貧困といいますか、経済的な困窮を原因とし、いわば軍人として戦争に参加していく、あるいは行かざるを得ないという状況に追い込んでいくという政策が一方であるのだろうと思います。

日本も社会福祉の後退、生活保護の切り捨ては、



ここ数年着々と続いています。じわじわとですが、マスコミにも大きく取り上げられないので目立ちませんが、社会福祉の切り捨てによる生活保護者の増加、あるいは生活保護を受けられない生活困窮者は非常に増えてきていると思います。現実には弁護士会でも、生活保護受給について、申請に同行していくという活動を進めています。

国民が、窓口に行っても生活保護を受給することが困難な状況に追い込まれているという現実もあるということです。60年安保の頃にありました総資本と総労働というような、ある意味で分かりやすい構図ではなくて、今は組織された労働組合に入っておられる労働者だけではなく労働予備軍といいますが、労働の能力はあるし、意欲もあるけれども、労働現場に就けない人たち、あるいは市民の総体が、生活の上で様々な問題を抱えています。多くの人々は、このような憲法問題などを冷静に考えて対応すること、あるいは余裕を持って生きようとするのが、なかなか困難な状況に一方では追い込まれているのではないかと思います。

その意味で、今後の運動として弁護士会が考えているのは、皆さんにできるだけ現実を知っていただくという意味で、いろいろ勉強していただく集会、こちらから出掛けていく訪問会議のようなものを多く作っていきたくと思っています。その中で、いろいろな国民、市民あるいは仲間がどういった状況に今おかれているのかということを知ること、そして共感することによって連帯も生まれるのではないかと思います。運動を続けていく上で、理論的な勉強、学習の面ももちろん大事ですが、実際に現場を知る、相手の置かれた立場を正確に把握することも、極めて重要な問題ではないかと思います。

生活全般にわたっていわば分断され、あるいは困窮の度合いを増しているという状況の中で、そ

れを突破して、弱い者が仲間を増やし、共感をし、同じ方向で頑張り、意欲が湧き出るような日常を作り出していく必要があります。そのために、相手の立場を思いやるという機会を、少しでも多く作り、思いを共有していただく取り組みを進めていきたいし、そのことの大切さを皆さんと共有したいと思っています。

■戦争をさせない千葉1000人委員会を結成

時間がなくなってきたようですが、先日、非常にうれしかったことを申し上げます。千葉県で、再び戦争をさせない千葉1000人委員会を発足させるべく、記念の講演会を開きました。実は、会場を探したときに、千葉は300人、500人以上の大きな会場は、半年ぐらい前から予約が一杯で、なかなか空いている所がないのです。当初は準備の時間も余りないので、そんなに集まらないのではないかとということもあり、当日は140人ぐらいの定員の会場で開催しました。宣伝も余りしなかったにもかかわらず、マスコミが一部取り上げてくれたこともあって、400人ぐらい参加をしていただきました。会場が狭くて、中に入れなくて途中で帰られた人も多くて、非常に御迷惑をかけてしまいました。その意味では申し訳ありませんでしたが、お忙しい中、週末の夜、お仕事や家事を終えられてから、わざわざ千葉の集会に参加して下さった方が、こんなに多くいらしたことに感激しました。そして、今の状況が、やはり皆さんも心配であるし、何とかしたいという思いが強いのだなと思いました。

先ほど申し上げたように、今年一杯が1つの大きな山場になるだろうと思っています。もちろんこの運動はまだですが、この年末は最大決戦だとは言っても、それで終わるわけではありません。権力の構造として、徐々に外堀を埋めていこうとしますから、1度の決戦で終わるわけではありません。運動はまだですが、今や非常に重要な時期に差し掛かっているということは間違いないだろうと思っています。そういう意味で、今後とも皆さんと一緒に、千葉県内で大きな運動を作る中で、安倍政権とその政権を支える

政治勢力との対決に勝利していかなければいけないと思っています。

皆さんの御協力と御支援をお願いし、そして一緒に闘いましょうというメッセージを申し上げて、私からのお話にさせていただきます。ありがとうございました。

○宮崎 ありがとうございます。それでは、杉田さんコメントをお願いします。

○杉田 お2人から大変興味深いというか、重要なお話を頂きました。私から先ほど雑ばくな話をしましたが、補足的に少しだけお時間を頂戴します。特に廣瀬先生から、一般の方々が非常に強くこの問題に関心を示されて、私どもも憲法関係の集会等をこの間やっておりますが、常に予想以上の方にお集まりいただいていますし、非常にたくさんの方が心配しておられるということはあると思います。

■9条に反対する世論があっても安心できない

この間、いろいろなことがありましたが、基本的に憲法9条に対する人々の意見というのは、3分の2以上の方が、調査にもよりますが、あるいはそれ以上の方が、このまま維持すべきだという、いわゆる9条護憲的な世論は非常に底堅いところがあると思います。だからこそ、これを変えたい側、政権側は、皆さん御記憶のとおり、当初96条、憲法の改正規定を緩めるという形で、しかもそのときには皆さんに頻繁に国民投票をお願いする、国民の民意をしょっちゅう聞くようにします、そちらのほうが民主的でしょうというような、ある種の民主的な改革であるかのような偽装さえ主張していたわけです。

96条の改正を言っていたときは、憲法9条というのは正面から変えない限り何もできない、集団的自衛権を言うことはできないと言っていたわけです。ところが、96条の改正が結構ハードルが高いということが分かると、今度は急に、いやいや、よく考えてみると解釈で変更できますということ、改正の必要がないかのような、先ほど小西先

よって外交力が得られると思っっているわけです。実際にはそうではないと思いますが、いざとなると軍隊を出すぞという形で外交はうまくいくと考えています。つまり、正に文民主導で軍事化が進行しています。そうしますと、これはいわゆるシベリアン・コントロールだけでは駄目ということになります。

とは言っても、もちろん軍人に任せるわけにもいきません。そうしますと、これもまた非常に難しい問題で、かつては民衆が戦争を嫌うから、軍隊だけ暴走しないようにすれば大丈夫といわれたのですが、そう簡単なものでもありません。まだ基本的には日本人々は、大きな意味で変わってないと思いますが、しかし徐々に好戦的とまでは言いませんが、軍事的なものを容認するような社会になっているのではないかと、いわば人々が一定程度戦争を望むといえますか、そういう民主的にむしろ戦争を起こされてしまうような、あるいは外国での戦争に関与してしまうというような危険性がかなり出てきています。これもまた民主政治との関係で戦争を考えると、非常に重大な問題ではないかと思えます。

■憲法13条の生存権をもっと伝えていかなくは

そのことを考えていく上で、小西先生が提起された非常に大きな問題で、憲法13条のことを、もっと一般の人々に伝えていかなければいけないと思えます。憲法9条というのは何を目指しているのかということです。それは正に生命、安全、生活を維持するということです。このところに根本があります。先ほど廣瀬先生がおっしゃった、戦争というのは一方で生命を維持する、しかし、そのためには軍隊の人たちは死んでもらいますと。生きる人と死ぬ人を分断する論理です。このところは非常にネックです。これは今、外務省、防衛省問題と関係してきますが、この間、集団的自衛権の問題に対して、実は自衛隊員の間はかなり不安が広がっています。今、自衛隊にいる方はほとんど戦争に行くことを想定していません。日本にもし攻められた場合には、それは戦いますが、外国に行くということは想定しないで入隊しています。

ところが、その点が変わられるとしますと、非常に不安だけれど、今辞めるのは裏切りの的に見られてしまう、そのような不安を持っているという話がありました。これはかなり報道もされました。しかし一方で、一般の人々の間で、警察官や消防職員だって危ないし火事で消防士も亡くなることがあるから自衛隊員も亡くなるのは仕方ないのではないかと、という形の議論になっていくと、外国で自衛隊の方が何人か死ぬということを受け入れるような世論にだんだん変わっていつてしまう。戦争をやりやすい社会になってしまうのです。

そういう一つひとつは小さな意識の変化ですが、それが重なっていくことで社会のあり方が根本的に変わってしまうような、私たちは今、その岐路に立っているということです。ですから、憲法問題にしろ、憲法以外の部分も含めて、よく見ていかないと、憲法だけを守っていても、ほかの所でどんどん崩されていくみたいな気配もちょっと感じているということも補足させていただきます。

○宮崎 どうもありがとうございました。

実は、今回の地方自治研究集会では、憲法に係るテーマを設定することに少し心配もありました。しかし、改憲に向けて突っ走る安倍政権には、一方では、アベノミクスと名付けられた経済政策でリーマンショック以来の株価の上昇を導いたとして、支持する者もいるわけです。実際に戦地に行かざるを得ない人々がいなければ進まない、とすれば貧困の状態からそこに追い込まれる人が出てくるのではないかと、というお話もありました。さまざまな観点から多くの問題が提起されたと思えます。

あらためて申しあげるまでもなく、対人行政サービスの最前線は自治体です。きょうのお話を日頃の実践活動に結び付けていただけると有り難いと思えます。

時間が少々超過してしまいましたが、これにてパネルディスカッションは閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

◆補注◆ 当日は、ここに再録した登壇者の発言のほか、会場の参加者からの発言やそれを受けたディスカッションがあったが、紙幅の都合から集会の後半部分を大幅に割愛せざるを得なかった。